

相談票

1) 申請年月日

年 月 日

2) 相談者様の情報

住 所 :

氏 名 :

電話番号 :

FAX :

メー ル :

3) 対象となる建築物の情報

住 所 : 墨田区 丁目 番 号

建物名称 :

4) 相談項目

給排水設備

換気設備

電気設備

非常用照明装置

避雷設備

昇降機設備

定期報告 (建築基準法第 12 条)

建築物省エネルギー法

低炭素建築物新築等計画認定制度

その他

5) 添付資料

図面

法令

文献

その他

6) 相談内容の概要

7) 相談者様の見解

注記

- ・ 指定確認検査機関に建築確認申請を提出される、または、すでに提出されている場合は、申請先の指定確認検査機関に直接ご相談ください。
- ・ 建築計画に係る相談は建築確認等の事前審査ではありません。計画の適否の判断はできませんので、ご了承ください。
- ・ 相談の際には、法令や該当条項を絞った上で、ご不明な点を可能な限り明確にしてください。
- ・ 延べ面積 10,000 m²以上の案件は東京都の所管になります。